



島根県報

平成20年12月26日（金）

号外 第 170 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

（警 察 本 部） 2

公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

島根県公安委員会規則第18号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「被害者対策室」を「犯罪被害者支援室」に改める。

第10条の3の見出し及び同条第1項中「被害者対策室」を「犯罪被害者支援室」に改め、同条第3項中「被害者対策室」を「犯罪被害者支援室」に改め、同項第1号中「犯罪被害者対策」を「犯罪被害者支援」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。

第45条の2の見出しを「（犯罪被害者支援室長）」に改め、同条第1項及び第3項中「被害者対策室」を「犯罪被害者支援室」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。